

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(通所介護)

事業者：デイサービス SARA（さら）らいびーず

通所介護重要事項説明書〔令和7年4月1日現在〕

1 相談・苦情の受付

(1) 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：デイサービス SARA（さら）らいびーず TEL：029-229-0124

担当 奈須野 海野（受付時間：9：00～17：00）

また、苦情受付ボックス『ご意見箱』を受付に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

ひたちなか市役所 福祉部介護保険課	所在地：茨城県ひたちなか市東石川2-10-1 TEL：029-273-0111 FAX：029-354-1062
水戸市役所 保健福祉部介護保険課	所在地：茨城県水戸市中央1-4-1 TEL：029-232-9177 FAX：029-232-9230
那珂市役所 介護長寿課介護保険グループ	所在地：茨城県那珂市福田1819-5 TEL：029-298-1111 FAX：028-352-1021
常陸太田市役所 高齢福祉課介護保険係	所在地：茨城県常陸太田市金井町3690 TEL：0294-72-3111 FAX：0294-72-3002
日立市役所 保健福祉部介護保険課	所在地：茨城県日立市助川町1-1-1 TEL：0294-22-3111 FAX：0294-24-2281
東海村役場 高齢福祉課 介護保険室	所在地：茨城県那珂郡東海村東海3-7-1 TEL：029-282-1711 FAX：029-287-0317
茨城県国民健康団体連合会 介護保険課	所在地：茨城県水戸市笠原町987-26 TEL：029-301-1565 FAX：029-301-1579

2 デイサービス SARA（さら）らいびーず

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービス SARA（さら）らいびーず
所在地	茨城県 ひたちなか市高場2-18-7
介護保険指定番号	通所介護事業（茨城県 0872101670 号）
サービス提供地域	水戸市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、日立市、東海村 ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

(2) 営業時間

月 ～ 日	午前8：00 ～ 午後5：00
-------	-----------------

(3) 職員体制

	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	業務の一元的な管理	1名
生活相談員	生活相談及び介助	サービス提供時間を通して 1名以上

介護職員	介護業務	サービス提供時間を通して 4名以上
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、 保健衛生管理	2名以上
機能訓練指導員	機能訓練指導業務	1名

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、口腔ケア、アクティビティーその他必要な介護等を行います。

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険適用	単位	
	7～8 時間未満	8～9 時間未満
要介護 1	6 5 8 単位	6 6 9 単位
要介護 2	7 7 7 単位	7 9 1 単位
要介護 3	9 0 0 単位	9 1 5 単位
要介護 4	1 0 2 3 単位	1 0 4 1 単位
要介護 5	1 1 4 8 単位	1 1 6 8 単位
入浴をしたとき	4 0 単位	4 0 単位

介護保険適用	一割負担分		二割負担分		三割負担分	
	7～8 時間未満	8～9 時間未満	7～8 時間未満	8～9 時間未満	7～8 時間未満	8～9 時間未満
要介護 1	6 6 7 円	6 7 8 円	1 3 3 4 円	1 3 5 7 円	2 0 0 2 円	2 0 3 5 円
要介護 2	7 8 8 円	8 0 2 円	1 5 7 6 円	1 6 0 4 円	2 3 6 4 円	2 4 0 6 円
要介護 3	9 1 3 円	9 2 8 円	1 8 2 5 円	1 8 5 6 円	2 7 3 8 円	2 7 8 3 円
要介護 4	1 0 3 7 円	1 0 5 6 円	2 0 7 5 円	2 1 1 1 円	3 1 1 2 円	3 1 6 7 円
要介護 5	1 1 6 4 円	1 1 8 4 円	2 3 2 8 円	2 3 6 9 円	3 4 9 2 円	3 5 5 3 円
入浴をしたとき	4 1 円	4 1 円	8 2 円	8 2 円	1 2 3 円	1 2 3 円

※地域区分 7 (1 単位 = 1 0 . 1 4 円)

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○この他に介護職員等処遇改善加算Ⅲが入ります (利用日数により異なる)

○自費をいただくもの (介護保険適用外)

食材料費用		昼食 一食 3 0 0 円 (延長利用時) 夕食 一食 5 0 0 円
レクリエーション材料費		実費
オムツ リハビリパンツ パット等	一枚につき	1 0 0 円～1 5 0 円
複写物	一枚につき	0 円
延長自費利用	1 時間ごと	5 0 0 円

(2) 交通費

交通費 無料

(3) キャンセル料金

無料、ただし、キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(4) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 10 日頃までに当月分の料金を請求いたしますので、2 5 日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

7 第三者評価実施状況

第三者による評価の実 施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

8 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

また、必要に応じて保険者、居宅介護支援事業所等必要機関へ速やかに報告いたします。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。